



諫早市より

「諫早南墓園・管理料」改定のお知らせ

消費税率の改定（8%→10%）に伴い、令和元年10月1日から、南墓園の管理料（内税）を、下記のとおり改定します。

- 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間で、年度の途中で使用許可をしたときは、許可日の属する月から令和2年3月までの月数に応じ、月割計算します。
- 令和元年9月30日までに定めた管理料は、当該額によります。

種別	永代使用料		管理料 上段：改定後 (下段：改定前)
	市内住民	市外住民	
第1種 (6㎡型)	496,800円	661,800円	4,140円 (4,020円)
第2種 (9㎡型)	745,200円	992,700円	6,210円 (6,030円)
第3種 (12㎡型)	993,600円	1,323,600円	8,280円 (8,040円)
第4種 (15㎡型)	1,242,000円	1,654,500円	10,350円 (10,050円)
第5種 (16㎡以上で 市長が認める型)	1㎡につき 82,800円	1㎡につき 110,300円	1㎡につき 690円 (1㎡につき 670円)

※「永代使用料」は、非課税です。

諫早市 市民生活環境部 環境政策課
諫早市東小路町7番1号 TEL 22-1500 (代)
内線 3511~3514